

京都市女性のための相談支援センターの開所について

本市では、平成23年10月に京都市DV相談支援センターを設置し、配偶者等からの暴力防止に係る対策や被害者の自立に向けた支援等に取り組んでまいりましたが、女性が抱える課題が多様化・複雑化する中、本年4月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「法」という。)の施行を契機として、様々な困難を抱える女性の包括的な支援を行う「京都市女性のための相談支援センター(愛称:みんと)」(以下「センター」という。)を開所し、女性のための相談支援事業の充実に取り組めます。

「みんと」について

花言葉: 元気回復。相談してみんと、やってみんとの意

1 センターの概要

(1) 運営

「京都市DV相談支援センター」の運営を委託している社会福祉法人
※母子生活支援施設「野菊荘」を運営する宏量福祉会に委託

(2) 開所日

令和6年7月1日(月)

※所在地は、相談者の安全確保のため非公開とします。

(3) 開所時間等

ア 開所時間 月曜日～土曜日 午前9時から午後5時15分まで
(祝日、年末年始を除く。)

イ 電話番号 075-874-6312

(4) 業務体制

業務責任者(受託法人理事長)1名、相談支援員(社会福祉士の有資格者。京都市DV相談支援センター業務との兼務者含む。)8名

(5) 主な支援対象者

ア 性的な被害(性暴力、性的虐待や性的搾取といった被害を受けている状態)

イ 家庭の状況(家庭での居場所がないことによる家出、家庭内暴力、家庭関係の破綻、家計の窮迫による生活困窮といった状態)

ウ 地域社会との関係性(地域社会からも孤立し、居場所がないといった状態)

エ その他の様々な事情

により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)

(6) センターにおける実施業務（法第9条第3項関連業務）

ア 相談支援（第1号）

- ・ センター相談支援員による相談対応及び相談等を行う機関の紹介

イ 緊急時における安全の確保（第2号）

- ・ 民間シェルター、母子生活支援施設と連携した一時避難の実施

ウ 心身の健康回復のための支援（第3号）

- ・ 精神科医による相談や臨床心理士によるカウンセリングの提供

エ 自立生活促進のための支援（第4号）

- ・ 就労支援、居住支援、生活支援など必要な福祉施策等を一体的にコーディネートし、情報提供、助言、関係機関との連絡調整や手続等への同行支援を実施
- ・ 弁護士相談の提供
- ・ 定期的なフォローアップや相談支援、居場所の情報提供

オ 保護施設に関する情報提供（第5号）

- ・ 母子生活支援施設、民間シェルター等の保護施設の利用に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整

2 本市における実施施策

(1) 女性相談支援員の配置【新規】

ア 共生社会推進室男女共同参画推進担当の職員2名を「女性相談支援員」として位置付け、困難を抱える女性支援全体の管理・コーディネートを行うとともに、相談や関連部署等との調整を行う。

イ 市の各窓口で女性相談者に寄り添った適切な対応が行えるよう、厚生労働省等が実施する研修の周知や、関連する様々な情報を提供することにより、本市職員のスキルアップを図る。

(2) 精神科医によるスーパーバイズ【新規】

センターの相談支援員が精神科医から指導・助言を受けられるようサポート体制を整え、相談支援員のスキルアップ等につなげる。

(3) 緊急時の安全確保体制の強化【充実】

民間シェルターの対応部屋数を増やし、既に受け入れを行っているDV被害者のほか、困難を抱える女性にも対応する。

（令和5年度 3室 → 令和6年度 5室）

(4) 区役所・支所とセンターとの連携【充実】

相談者が、センター、区役所・支所のいずれの部署に相談に行かれたとしても、適切な支援が行えるようセンターと区役所・支所相互の連携に取り組み、重層的支援体制の下、適切に対応する。

3 その他関係機関等との連携の強化

支援につながらず一人で困難な課題を抱えている支援対象者については、早期発見から相談・支援へとつなぐことが重要であり、地域や学校、警察、医療機関、民生児童委員や社会福祉協議会など、課題を抱える女性の第一発見者となりうる機関との連携強化に向け取り組む。また、個別の支援に当たっても、様々な支援機関が日頃からコミュニケーションを図り、互いの活動を補完しながら、困難を抱える女性への支援に取り組む。

(1) 民間団体との連携

若年女性や外国人女性、母子世帯、依存症支援、居場所の提供など様々な女性支援を行う民間団体との定期的な情報交換会や合同研修を実施する。

(2) ウィングス京都との連携

ウィングス京都で実施する女性相談やコロナ禍を契機に設置した不安を抱える女性のための「つながる相談室」の相談者の中で、具体的な支援が必要な方をウィングス京都からセンターにつなぐとともに、定期的な傾聴やトラウマケアが必要な方にはセンターからウィングス京都の女性相談や各種事業を紹介する。

(3) 京都市DV相談支援センターとの連携

「京都市DV相談支援センター」とセンター業務を同一法人が実施する強みを活かし、DV被害者支援で培ってきた支援機関のネットワークや専門的なノウハウを活用し、様々な困難を抱える女性への支援を実施する。

4 参考

事業イメージ図（別紙のとおり）